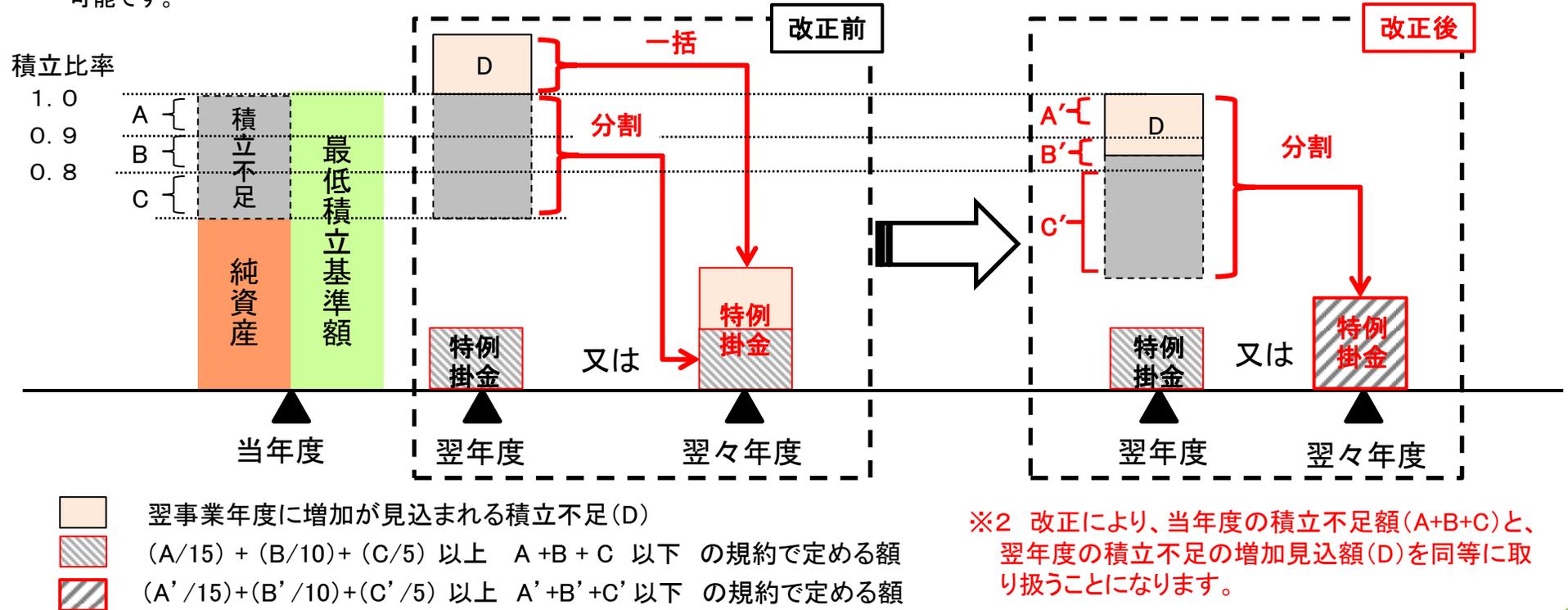


特例掛金の拠出方法の見直し

○ 非継続基準に抵触した場合において、積立比率方式により翌事業年度から特例掛金を拠出する場合には、当年度の不足額を分割して拠出することができる一方で、翌々事業年度から特例掛金を拠出する場合には、当年度の不足額を分割した額に加えて翌事業年度に増加が見込まれる積立不足を一括して拠出することとなっていることから、特例掛金の拠出方法の中での均衡を図り、翌事業年度に増加が見込まれる積立不足についても分割して拠出できることとします。

※1 平成31年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算において非継続基準に抵触し特例掛金を拠出する場合には、改正前の方法によることも可能です。



《経過措置について》

